

※協会のうごき

R 6年11月

- 4日 日事政研役員会・日事連理事会(東京・会長)
- 12日 北東ブロック第2回会長会議(岐阜市)
- 13日 日事連全国会長会議(岐阜市)  
耐震診断事前審査(東カンビル)
- 19日 賛助協力委員会
- 20日 耐震診断判定委員会(本荘CP)
- 23日 秋田県建設技能組合連合会令和6年度合同懇親会  
(村田会長出席)
- 27日 仕事納め



R 7年 1月(予定)

- 6日 仕事初め
- 9日 男鹿市2025年賀詞交換会(男鹿市民文化会館)  
村田会長出席
- 23日 令和6年度秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会  
佐藤中央支部長出席(秋田市役所)
- 31日 新年交流会(ANAクラウンプラザホテル)



国土交通省からのお知らせ

◎下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

昨今の資材・原油の高騰を踏まえ、適正な元下間の契約を行うためには、受発注間の契約も適正に行う必要があることから発注者へも適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結の締結とその履行に協力をお願いするとともに、建設業団体あての通知を参考にします。また、「下請代金の決定にあたって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」の通達も併せて参考に送付いたします。

建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受注発注者間の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁にあたって重要となることから発注者と元請負人の間の契約の適正化が重要です。

◎監理技術者等の直接的・恒常的雇用関係の確認に関して  
建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設工事の請負業者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係の確認方法について、監理技術者制度運用マニュアルでは「監理技術者資格者証、健康保険被保険者証又は市町村が作成する住民税特別徴収税額通知証等によって当該建設業者との雇用関係が確認できることが必要」と規定しているところですが、健康保険被保険者証の新規発行の終了を踏まえ、雇用関係の確認方法について監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者証標準報酬決定通知書所属会社の雇用証明書等で適切な雇用関係の確認をお願いします。

◎改正建設業法等の一部施行について  
今般、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に際し、国土交通省不動産・建設経済局から建設業団体及び発注団体に対し通知が発出されたところですが、建設業における契約等の適正化に当たっては、発注者に限らず、建築設計・工事監理等の発注者を支援する立場の事業者においても、内容を十分に理解いただくことが重要です。業務報酬基準の適用に当たり留意すべき点・略算方法の適用に当たり、設計の変更に伴い発生する業務や施行又は発注の支援に関する業務は、標準業務に含まれない業務であり、これに対応して業務人・時間数を付加することにより算定することが必要であること  
※詳細は当協会HPに掲載しています。

【国交省】令和6年度業務に関する運用指針調査の結果について

<測量・調査・設計業務の発注関係事務が品確法運用指針にもとづいて実施されているかを把握するための調査を実施>

- 調査は主に以下の項目について実施
  - ①低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
  - ②履行期間の平準化・履行期限の分散
  - ③入札契約方式の選択・活用(プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用)

<調査対象時点>  
令和6年7月1日現在

令和6年度事業に関する運用指針調査の結果について  
～ダンピング対策で進展も、市区町村における更なる取組の改善が課題～  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsu\\_ugyo13\\_hh\\_000001\\_00269.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsu_ugyo13_hh_000001_00269.html)

<他>  
入札契約の適正化の取組状況に関する調査結果について  
～ダンピング対策や週休2日工事等を中心に取組の改善が課題～  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsu\\_ugyo13\\_hh\\_000001\\_00268.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsu_ugyo13_hh_000001_00268.html)

【国交省】昇降機の定期検査の適正な実施について

国交省より会員等に対し、以下の注意喚起がありましたのでお知らせします。昇降機等検査資格者の不適切な行為がありました。無資格者による法定定期検査の実施、検査を実施していない検査員氏名の法定定期検査報告書への記載(名義貸し)です。本事案は、昇降機の安全性確保のために実施される定期検査制度に対する国民の信頼を揺るがす行為です。定期検査を適正に実施するとともに、仮に違法行為を把握した際には、速やかに国土交通省又は特定行政庁に報告を行うようお願いいたします。

- ※当協会HPには下記についても掲載しております。
- 【既存建築物の現況調査ガイドラインの公表について】
- 【屋根及び外壁の改修に関する設計・施工上の留意事項について】



建築士定期講習第4期 令和7年2月13日(木)秋田テルサ 申込受付中!!!